令和2年度の連絡協議会の進め方(案)

<第10回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

令和2年1月30日(木)

1. 令和2年度 連絡協議会の進め方(案)

啓発対象:社会一般 (一般ドライバー含む)

課 題(再掲)

※【資料3】広報効果の検証より

- > 社会一般に到達するための広報手法の検討及び継続的な広報の実施
- ▶ 連絡協議会として埼玉県のほか、他地域のイベント等への参画を検討し、より広く 周知していく
- ➤ ほかのSNS (Facebook等) を活用した広報の検討

来年度の進め方

- **✓ 若い世代に対しても関心を持たせることができたラジオ広報の実施**
- ✓ 連絡協議会委員が主催イベントへの参画(埼玉だけでなく他地域へ展開)
- ✓ 特車総合ツイッターを継続すると共に、<u>ほかのSNS(Facebook等)</u>の 活用を検討
- ✓ ポスター掲示、チラシ配布・設置(特に、高速道路のSA/PAでの認知が高い)
- ✓ 連絡協議会の関係機関が連携した合同取締の実施(マスコミを介した広報)

1. 令和2年度 連絡協議会の進め方(案)

啓発対象:大型車ドライバー等

課題(再掲)

※【資料3】広報効果の検証より

- ▶ 大型車ドライバーのさらなる認知度の向上に向けた、効果的な広報内容の検討
- ▶ 認知度の低い部会の大型車ドライバーに対して広報を実施
- > 運行管理者に到達する広報の取組み

来年度の進め方

- ✓ 認知度の低い部会に対しての説明会等の実施
- ✓ 運送事業者向けのメルマガ・機関紙への掲載
- ✓ 運行管理者指導講習資料等へのチラシ掲載
- ✓ 大型車ドライバー等に関心を持たせることができたラジオ広報の実施

1. 令和2年度 連絡協議会の進め方(案)

啓発対象:荷主

課 題(再掲)

※【資料3】広報効果の検証より

- > 荷主に到達する広報の取組み
- ▶ 認知度の低い部会に関連のある、荷主となる業界団体を選定し広報を実施
- ▶ 建築工事を主体とする業界団体(発注者)に対しての広報の実施が必要。
- 特車制度の認知度は約8割と高いが、許可重量と車検証重量の違いや荷主勧告制度等、 特車制度全般について、啓発を実施していく必要がある。

来年度の進め方

- ✓ 大型車ドライバーへのアンケート調査結果で<u>認知度の低い部会に関連のある業界団体</u><u>(荷主)</u>に対して個別に説明会等の啓発を実施
- ✓ クレーン等の搬入現場として「民間の建築工事現場」が多かったことから、建築工事を主 体とする業界団体(発注者)に対して説明会等の啓発を実施
- ✓ 荷主へのアンケート結果から業界団体を選定し、啓発を実施

2. 令和2年度の活動方針

P2~4の来年度の進め方を踏まえ、特に注力したい取組について、令和2年度の活動方針に以下のとおり追加することとしたい。

連絡協議会運営計画(平成30年度以降)※P7表-1抜粋

実 施 内 容		令和2年度	
連絡協議会		・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進 (PDCAサイクル) → 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 → 合同取締の結果報告及び検証 → 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 → 平成30年度からの取組の仕上げ。次期3ヶ年計画を策定	
広 報 活 動		・継続的な広報の取組 ♪ 広報媒体・イベントによる広報♪ 荷主(発注者)への説明会♪ 委員独自広報への連絡協議会の参画	
		● 重点広報期間での委員総出の広報の取組● 過去6年を総括し、今後の広報の方向性について指針を策定	
適正化 方針	違反取締及び違反者 への指導等の強化 【取締作業部会】	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ♪ 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	
	通行許可の審査基準 等の統一化と許可審 査手続きの改善 【通行許可迅速化 検討部会】	・審査期間の削減状況の検証 ▶ 審査期間の現状について検証を 行う	

これまでも荷主に対して説明会等を実施してきているところではあるが、アンケート結果から、荷主の急な変更指示が依然として高い割合であることや、運送事業者から荷主への啓発強化の要望があることから、注力する取組としたい。

— 追加

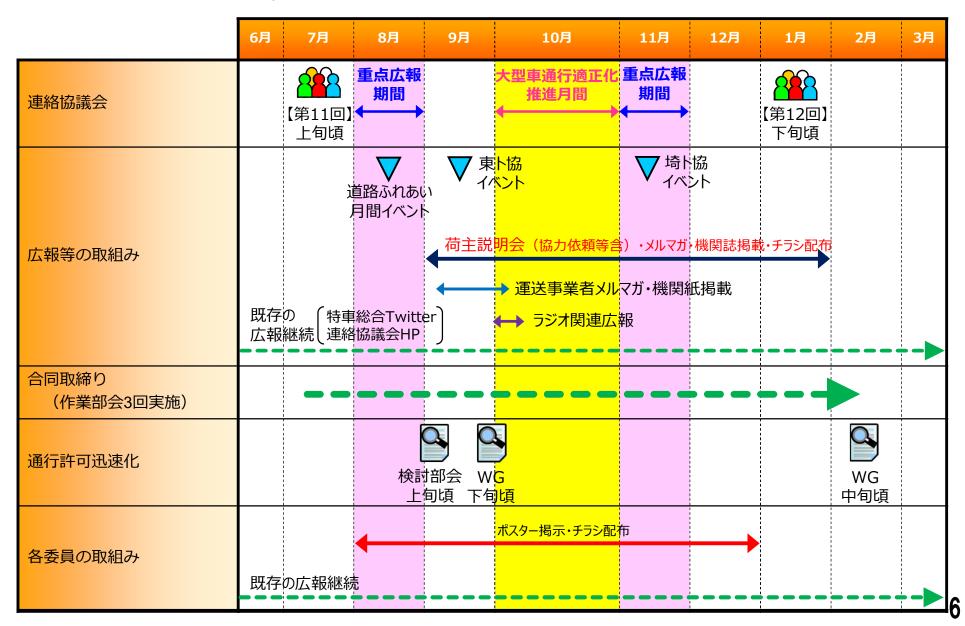
【啓発対象】

- ¦ ➤ 認知度の低い部会に関連のある ¦ 業界団体(荷主)
- ▶ 建築工事を主体とする業界団体 (発注者)

1都3県のトラック協会様、クレーン建設業協会様に対象となる業界団体をヒアリング

3. 令和2年度 連絡協議会の活動スケジュール(案)

令和2年度の連絡協議会の活動スケジュール(案)について下表のとおり提示する。



【参考】平成30年度以降の活動方針

平成30年度以降の活動方針としては、道路の老朽化に影響を及ぼす<mark>重量違反車両の削減</mark>及び<mark>令和2年度に向けて審査期間の大幅な短縮</mark>のために、連絡協議会委員が連携して、広報を中心とした効果的な取組みを実施していく。 なお、具体的な連絡協議会運営計画を表 – 1 に示す。

表-1 連絡協議会運営計画(平成30年度以降)

5	実施内容	平成30年度	平成31年/令和元年度	令和2年度
連絡協議会		 ・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) ⇒ 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 ⇒ 合同取締の結果報告及び検証 ⇒ 「大型車通行適正化推進月間」(仮称)を創設 ・会員部署に啓発ポスター掲示・荷主向けの各種講習会を開催 	 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 平成30年度までの取組を検証し、効果的な取組を見極める 	 連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進(PDCAサイクル) 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 合同取締の結果報告及び検証 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 平成30年度からの取組の仕上げ。次期3ヶ年計画を策定
広 報 活 動		・継続的な広報の取組 ➤ 広報媒体・イベントによる広報 ➤ 委員独自広報への連絡協議会の参画 ➤ 重点広報期間での委員総出の広報の取組 →より効果的な広報手法等を検討 (広報すべき相手先の見極め)	・継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 オリパラに絡めた広報活動を展開し、より効果的なものとする	・継続的な広報の取組 広報媒体・イベントによる広報 委員独自広報への連絡協議会の参画 重点広報期間での委員総出の広報の取組 過去6年を総括し、今後の広報の方向性について指針を策定
適正化方針	違反取締及び違反者 への指導等の強化 【取締作業部会】	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ⇒ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ⇒ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ⇒ 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ♪ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ♪ 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討) 	 ・連絡協議会による合同取締の実施 ⇒ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ⇒ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ⇒ 道路管理者間での取締状況の相互協力(参画者の拡大も検討)
	通行許可の審査基準 等の統一化と許可審 査手続きの改善 【通行許可迅速化 検討部会】	・許可期間の大幅な短縮♪ 個別協議箇所の削減♪ 申請書記載内容の誤り削減> 審査の統一化・迅速化に向けた 意見交換	 ・許可期間の大幅な短縮 か 個別協議箇所の削減 > 審査の統一化・迅速化に向けた意見交換 2020年を控え審査状況進捗確認 	・審査期間の削減状況の検証 ▶ 審査期間の現状について検証を 行う